

報告第 1 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、貸金請求事件訴訟に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和2年4月24日

足立区長 近藤 弥生

貸金請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、婦人福祉資金貸付金の償還残額の弁済につき、下記により和解する。

記

1 相手方

愛知県岡崎市在住者

2 和解の要旨

債務弁済合意書のとおり

債務弁済合意書

足立区（以下「甲」）及び債務継承人（以下「乙」）は、婦人福祉資金（修学資金）に係る甲と借受人との間の平成9年4月10日付金銭消費貸借（以下「原契約」）の弁済に関し、次のとおり合意する。

- 1 乙は、甲に対し、原契約に基づく借受人の債務の2分の1（以下「本件債務」）を法定相続していること、及び本件債務の元金分として22万8375円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲に対し、前項の元金22万8375円を、令和2年5月15日限り、甲所定の納付書を使用して支払う。
- 3 乙が第1項の元金22万8375円の全額を前項の期限までに遅滞なく支払ったときは、甲は、本件債務に係る訴訟（東京簡易裁判所 令和2年（ハ）第15352号 貸金返還等請求事件）を取り下げる。
- 4 乙が第1項の元金22万8375円の全額を第2項の期限までに遅滞なく支払ったときは、甲は、本件債務に係るその余の請求を放棄する。
- 5 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、本合意書に定めるもの（本件債務を含む。）のほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲及び乙が記名又は署名し、捺印の上、各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲：東京都千代田区平河町1-1-8 麴町市原ビル9階
豊島総合法律事務所
足立区代理人 弁護士 豊島 國史

乙：住所 _____

氏名 _____ 印